

議第17号

平成30年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 | 57事業所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 18,222,990立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 49,926立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 彦根工業用水道事業……更新工事 | |
| 南部工業用水道事業……更新工事 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,248,100
	1 営 業 収 益	1,132,636
	2 営 業 外 収 益	115,464

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 1,033,400
	1 営 業 費 用	1,001,864
	2 営 業 外 費 用	31,536

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 383,000千円は、減債積立金34,201千円、過年度分損益勘定留保資金 316,468千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額

32,331千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 130,700
	1 補 助 金	33,600
	2 諸 収 入	97,100

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 513,700
	1 建 設 改 良 費	478,604
	2 企 業 債 償 還 金	34,201
	3 固 定 資 産 購 入 費	895

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部工業用水道改良事業 〔湖南団地ライン〕 〔管路更新工事〕	平成31年度	278,000千円
南部工業用水道改良事業 〔積水水口ライン〕 〔管路更新工事〕	平成31年度	153,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 140,324千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、971千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造